

熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第 26－901 号）
（水の官民連携レベル 3.5）基本契約書（案）

熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第 26－901 号）（水の官民連携レベル 3.5）（以下「本委託」という。）に関し、委託者である熊本市上下水道局（以下「甲」という。）は、契約の相手方である[代表企業名]（以下「共同企業体の代表企業」という。）、統括的管理業務を行う[統括企業名]（以下「統括企業」という。）、日常的維持修繕業務を行う[全ての維持修繕企業名]（以下「維持修繕企業」という。）、日常的設置改修工事業務を行う[全ての設置改修企業名]（以下「設置改修企業」という。）、計画的調査設計業務のうち調査業務を行う[全ての調査企業名]（以下「調査企業」という。）及び同業務のうち設計業務を行う[全ての設計企業名]（以下「設計企業」という。）、並びに計画的更新工事業務を行う[全ての建設企業名]（以下「建設企業」という。）（以下、これらの共同企業体を総称して「乙」という。）との間で、本委託に関する基本的事項について合意し、次のとおり基本契約（別紙及び添付の約款を含み、以下「この基本契約」という。）を締結する。

前文

甲は、乙に対し、自らが所管する熊本市中央区内及び東区内の下水道管路施設（管きょ、マンホール、マンホール蓋、取付け管、公共ます及びこれらに付帯する施設をいい、以下「本件施設」という。）を対象として、統括的管理業務、日常的維持修繕業務、日常的設置改修工事業務、計画的調査設計業務、計画的更新工事業務及び災害時対応業務（以下、これらを総称して「本件各業務」という。）を複数年契約により包括的に委託する。なお、計画的調査設計業務及び計画的更新工事業務については、西区の合流式管路施設を対象区域に含むものとし、日常的維持修繕業務のうち警報時水防等従事業務及び災害時対応業務については、市内全域の下水道管路施設を対象とする。

本委託は、甲が所管する下水道管路施設のうち、主として中央区及び東区を対象とする本件各業務について、乙のノウハウ及び創意工夫の発揮を促し、効率的かつ安定的な業務の実現を図るため、複数年契約により包括的に委託するものである。また、下水道管路施設における事後保全対応の高度化をはじめ、予防保全型の改築更新に係る維持管理と更新を総合的に実施することにより、業務の効率化及びサービスレベルの向上を図ることを目的とする。加えて、本委託は、下水道管路施設に関する複数の業務を包括的（管理・更新一体マネジメント方式）に取り扱うとともに、「水の官民連携（レベル 3.5）更新実施型」に基づき実施するものである。

本委託に関し、甲及び乙は、次のとおり本件各業務の契約又は協定を締結する。すなわち、日常的維持修繕業務については「日常的維持修繕業務委託契約」（以下「本件日常的維持修繕業務委託契約」という。）を、日常的設置改修工事業務については「日常的設置改修工事

業務請負契約」(以下「本件日常的設置改修工事業務請負契約」という。)を、計画的調査設計業務については「計画的調査設計業務委託契約」(以下「本件計画的調査設計業務委託契約」という。)を、計画的更新工事業務については「計画的更新工事業務請負契約」(以下「本件計画的更新工事業務請負契約」という。)をそれぞれ締結する。また、災害時対応業務については「災害時維持修繕協定」(以下「本件災害時維持修繕協定」という。)を締結する。統括的管理業務は、前記各業務を横断的に統括及び調整する業務として位置付けられるものとし、当該業務に係る費用については、入札において乙が提案した金額を本件各個別契約に配賦するものとし、その配賦方法及び支払方法については単価合意の手続きにおいて確認するものとする。

これらの契約及び協定(以下、総称して「本件各個別契約」という。)に基づき、乙は本件各業務を包括的に実施するものとする。なお、この基本契約は、本件各個別契約と不可分一体として、本委託に係る契約を構成する(以下、この基本契約及び本件各個別契約を個別に又は総称して「本件契約」という。)

甲は、総合評価落札方式(技術提案型)により事業者の募集(以下「本件事業者募集」という。)を実施し、乙が構成する[共同企業体名]を落札者として決定した。

甲及び乙は、かかる経緯の下、本委託に関する基本的事項についてこの基本契約を締結し、本委託の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力し、その円滑な遂行に努めるものとする。

(目的及び解釈)

第1条 この基本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本委託を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 本委託に係る契約図書(第5条第1項で定義する。)及びその他甲が本件事業者募集の過程において公表した書類において定義されている用語は、この基本契約に別途定める場合を除き、この基本契約においても同じ意味を有するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 甲は、本委託が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 乙は、本委託が公共性を有することを十分理解し、本委託の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

(履行期間)

第3条 本件日常的維持修繕業務委託契約の履行期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとする。また、この基本契約締結日から業務履行開始日の前日までを業務開始のための準備及び引継ぎを行うための期間(以下「業務準備期間」という。)とし、統

括企業及び維持修繕企業は、その責任及び費用負担により、本件日常的維持修繕業務委託契約に規定された業務開始のための準備及び引継ぎを行うものとする。加えて、令和 19 年 2 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までの期間については、次期契約の事業者への引継ぎ期間（以下「業務引継期間」という。）とし、統括企業及び維持修繕企業は、次期契約の事業者への業務引継ぎを行わなければならない。ただし、本件日常的維持修繕業務委託契約の規定により変更されることがある。

- 2 本件日常的設置改修工事業務請負契約の履行期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までとする。また、この基本契約締結日から業務履行開始日の前日までを業務準備期間とし、統括企業及び設置改修企業は、その責任及び費用負担により、本件日常的設置改修工事業務請負契約に規定された業務開始のための準備及び引継ぎを行うものとする。加えて、令和 19 年 2 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までの期間については、業務引継期間とし、統括企業及び設置改修企業は、次期契約の事業者への業務引継ぎを行わなければならない。ただし、本件日常的設置改修工事業務請負契約の規定により変更されることがある。
- 3 本件計画的調査設計業務委託契約の履行期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までとする。また、この基本契約締結日から業務履行開始日の前日までを業務準備期間とし、統括企業、調査企業及び設計企業は、その責任及び費用負担により、本件計画的調査設計業務委託契約に規定された業務開始のための準備及び引継ぎを行うものとする。加えて、令和 19 年 2 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までの期間については、業務引継期間とし、統括企業、調査企業及び設計企業は、次期契約の事業者への業務引継ぎを行わなければならない。ただし、本件計画的調査設計業務委託契約の規定により変更されることがある。
- 4 本件計画的更新業務工事請負契約の履行期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までとする。また、この基本契約締結日から業務履行開始日の前日までを業務準備期間とし、統括企業及び建設企業は、その責任及び費用負担により、本件計画的更新工事業務請負契約に規定された業務開始のための準備及び引継ぎを行うものとする。加えて、令和 19 年 2 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までの期間については、業務引継期間とし、統括企業及び建設企業は、次期契約の事業者への業務引継ぎを行わなければならない。ただし、本件計画的更新工事業務請負契約の規定により変更されることがある。
- 5 本件災害時維持修繕協定の協定期間は、当該協定締結日から令和 19 年 3 月 31 日までとする。ただし、本件災害時維持修繕協定の規定により変更されることがある。

（役割分担）

第 4 条 本委託の実施において、甲と乙との間で別途合意した場合を除き、各当事者は、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務の実施責任を負う。

- (1) 共同企業体の代表企業は、入札手続及び落札者となった場合の契約事務を含め、甲と

の調整・協議等における窓口の役割を担うほか、共同企業体（この基本契約において乙を構成する全ての企業により構成されるものをいう。）内の一切の調整等について責任を負うものとする。また、甲への書類提出及び甲からの通知の受領等は、原則として全て共同企業体の代表企業が行うものとする。

- (2) 統括的管理業務は、統括企業がこれを行う。統括的管理業務においては、日常的維持修繕業務、日常的設置改修工事業務、計画的調査設計業務及び計画的更新工事業務を包括的にマネジメントするものとする。なお、統括的管理業務を複数の企業が担当する場合、当該複数の企業は当該業務を連帯して履行するものとし、甲による当該複数の企業の一部に対する履行の請求は、当該複数の企業の全部に対してもその効力を生じるものとする。
- (3) 日常的維持修繕業務は、維持修繕企業がこれを行う。なお、日常的維持修繕業務を複数の企業が担当する場合、当該複数の企業は当該業務を連帯して履行するものとし、甲による当該複数の企業の一部に対する履行の請求は、当該複数の企業の全部に対してもその効力を生じるものとする。
- (4) 日常的設置改修工事業務は、設置改修企業がこれを行う。なお、日常的設置改修工事業務を複数の企業が担当する場合、当該複数の企業は当該業務を連帯して履行するものとし、甲による当該複数の企業の一部に対する履行の請求は、当該複数の企業の全部に対してもその効力を生じるものとする。
- (5) 計画的調査設計業務のうち調査業務は、調査企業がこれを行う。なお、調査業務を複数の企業が担当する場合、当該複数の企業は当該業務を連帯して履行するものとし、甲による当該複数の企業の一部に対する履行の請求は、当該複数の企業の全部に対してもその効力を生じるものとする。
- (6) 計画的調査設計業務のうち設計業務は、設計企業がこれを行う。なお、設計業務を複数の企業が担当する場合、当該複数の企業は当該業務を連帯して履行するものとし、甲による当該複数の企業の一部に対する履行の請求は、当該複数の企業の全部に対してもその効力を生じるものとする。
- (7) 計画的更新工事業務は、建設企業がこれを行う。なお、計画的更新工事業務を複数の企業が担当する場合、当該複数の企業は当該業務を連帯して履行するものとし、甲による当該複数の企業の一部に対する履行の請求は、当該複数の企業の全部に対してもその効力を生じるものとする。
- (8) 災害時対応業務は、乙がこれを行う。なお、当該業務の実施に当たっては、甲と乙との間で別に締結する本件災害時維持修繕協定に基づき、役割分担、実施方法及び費用負担等を定めるものとする。

（当事者が締結すべき契約及び協定）

第5条 この基本契約における「契約図書」とは、次の各号に掲げる文書をいう。

- (1) 基本契約書
 - (2) 本件各個別契約書（本件日常的維持修繕業務委託契約書、本件日常的設置改修工事業務請負契約書、本件計画的調査設計業務委託契約書、本件計画的更新工事業務請負契約書、及び本件災害時維持修繕協定の総称又はいずれかをいう。以下同じ。）
 - (3) 要求水準書
 - (4) 標準仕様書
 - (5) 入札説明書
 - (6) 質問回答書
 - (7) 技術提案書
 - (8) その他、甲が必要と認めた文書
- 2 契約図書に不整合がある場合の優先順位は、次のとおりとする。ただし、技術提案書の内容が要求水準書を上回る場合は、当該上回る部分については技術提案書が優先する。
- (1) 基本契約書
 - (2) 本件各個別契約書
 - (3) 要求水準書
 - (4) 入札説明書及び質問回答書
 - (5) 技術提案書
 - (6) 標準仕様書
- 3 前各項にかかわらず、本件各個別契約書に特段の定めがある場合は、当該定めを優先する。
- 4 甲と乙は、この基本契約締結後に単価合意に関する協議を行い、その合意に基づき本件日常的維持修繕業務委託契約を締結する。なお、統括企業及び維持修繕企業は、次の表の左欄に掲げる業務を同表の右欄に示すこの基本契約に添付の約款に基づいて実施する。

業務名	適用
日常的維持修繕業務に関する統括的管理業務	約款 A (熊本市業務委託契約約款)
日常的維持修繕業務のうち建設工事を伴わない業務	約款 A (熊本市業務委託契約約款)
日常的維持修繕業務のうち建設工事を伴う業務	約款 B (熊本市公共工事関係業務委託契約約款)

- 5 甲と乙は、この基本契約締結後に単価合意に関する協議を行い、その合意に基づき本件日常的設置改修工事業務請負契約を締結する。なお、統括企業及び設置改修企業は、次の表の左欄に掲げる業務を同表の右欄に示すこの基本契約に添付の約款に基づいて実施する。

業務名	適用
日常的設置改修工事業務に関する統括的管理業務	約款 A (熊本市業務委託契約約款)
日常的設置改修工事業務	約款 C (熊本市公共工事請負契約約款)

- 6 甲と乙は、この基本契約締結後に単価合意に関する協議を行い、その合意に基づき本件計画的調査設計業務委託契約を締結する。なお、統括企業、調査企業及び設計企業は、次の表の左欄に掲げる業務を同表の右欄に示すこの基本契約に添付の約款に基づいて実施する。

業務名	適用
計画的調査設計業務に関する統括的管理業務	約款 A (熊本市業務委託契約約款)
計画的調査設計業務に関する調査業務	約款 A (熊本市業務委託契約約款)
計画的調査設計業務に関する設計業務	約款 B (熊本市公共工事関係業務委託契約約款)

- 7 甲と乙は、この基本契約締結後に単価合意に関する協議を行い、その合意に基づき本件計画的更新工事業務請負契約を締結する。なお、統括企業及び建設企業は、次の表の左欄に掲げる業務を同表の右欄に示すこの基本契約に添付の約款に基づいて実施する。

業務名	適用
計画的更新工事業務に関する統括的管理業務	約款 A (熊本市業務委託契約約款)
計画的更新工事業務	約款 C (熊本市公共工事請負契約約款)

- 8 甲と乙は、この基本契約締結後に本件災害時維持修繕協定の協議を行い、合意後に当該協定を締結する。なお、本業務の実施に関連して適用される「熊本市地域防災計画」「熊本市水防計画」「熊本市上下水道業務継続計画（上下水道 BCP）」「熊本市上下水道局下水道水防態勢マニュアル」及び「熊本市上下水道局下水道水防態勢要領」、その他の既存の協定等については、それぞれの定めるところによるものとする。

（甲が締結している協定等）

- 第6条 乙は、甲が第三者と締結している「災害時における技術支援協力に関する協定」（協定の相手方 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会）、「熊本市・日本下水道事業団災害支援協定」（協定の相手方 地方共同法人日本下水道事業団）、「災害等発生時における応急対策活動の協力に関する協定」（協定の相手方 熊本市管工事協同組合、公益財団法人熊本市上下水道サービス公社、公益社団法人日本下水道管路管理業協会）及び「21大都市災害時相互応援に関する協定」（契約の相手方 東京都及び政令指定都市）その他下水道事業に係る災害時の相互応援に関する協定等を踏まえ、甲がこれらの協定を遵守できるよう協力しなければならない。

- 2 日常的維持修繕業務における警報時水防等従事業務及び災害時維持修繕協定に基づく災害時対応業務は、中央区及び東区に限らず、甲が管理する市内全域の下水道管路施設を対象とし、甲が別途定める「熊本市上下水道局下水道水防態勢マニュアル」及び「熊本市上下水道局下水道水防態勢要領」に基づき、甲の水防体制を補完するものとする。特に、

勤務時間外（夜間及び休日）において、同要領に定める水防態勢が発令された際には、甲の指示に基づき、その一翼を担うものとする。

（引継事項）

第7条 乙は、甲との間でこの基本契約を締結した後、甲から本委託の実施に必要となる引継書を譲り受け、業務開始に向けた準備行為として、自らの責任及び費用負担により現地調査等を実施することができるほか、本委託を円滑に開始するための協議を甲と行うものとする。

- 2 乙は、業務準備期間において、本委託の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為及び業務の引継ぎを行い、履行開始日までこれを完了しなければならない。甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなければならない。
- 3 乙は、要求水準書に定めるところにより、業務引継期間において、本委託の次期契約の事業者への引継ぎに必要な業務（引継事項の記載内容の更新及び甲の指定する者に対する引継事項の交付を含むがこれらに限られない。）を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。
- 4 乙は、業務引継期間において、甲の指定する者に引継事項を交付する義務を負い、本委託の履行期間中において、適時に、引継事項の内容を更新又は変更するものとする。乙は、引継事項の内容を更新又は変更したときは、甲に対し、速やかに引継事項を変更した旨及びその内容を通知するものとする。

（統括的管理業務）

第8条 本件施設の統括的管理業務に係る業務の概要は、本委託に係る契約図書に定めるところとする。

- 2 統括的管理業務を行う統括企業は、甲との本件各個別契約が締結された後、履行期間において当該業務を実施する。
- 3 統括企業は、「約款A」（熊本市業務委託契約約款をいう。以下同じ。）に基づいて当該業務を実施するものとする。なお、当該約款の適用については、別紙1「約款の読み替え、修正及び公共工事関係業務に付す特約条項」の定めるところによる。
- 4 統括企業は、統括管理責任者等（統括管理責任者及び本件各業務の責任者を含む。）を配置し、書面により甲に届け出なければならない。統括管理責任者等を変更したときも同様とする。
- 5 統括管理責任者は、原則として統括企業の正規の職員とする。
- 6 統括管理責任者は、本委託の全ての業務を統括管理する最高責任者として、次の職務を遂行するものとする。
 - (1) 本件契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うこと。

- (2) 本件契約に係る業務の最高責任者として、業務従事者の指揮及び監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- (3) 契約図書、完成図書その他関係書類により、業務の目的及び内容を十分に理解し、施設の機能を把握することにより、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- (4) 常に状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。
- (5) 定期的に進捗状況等を確認し、遅滞なく甲の監督職員（監督員又は調査職員（別紙1第5条の規定により読み替えた場合を含む。）をいう。）に報告すること。
- (6) 本件契約に係る業務の履行に当たっては、甲との連絡を密にし、必要に応じて協議を行うこと。甲と乙との間で報告及び協議を行う場合において、甲の理解を援助する者の同席を認める。

（日常的維持修繕業務）

第9条 本件施設の日常的維持修繕業務に係る業務の概要は、本委託に係る契約図書に定めるとおりとする。

- 2 日常的維持修繕業務を行う維持修繕企業は、甲との本件日常的維持修繕業務委託契約が締結された後、履行期間において当該業務を実施する。また、統括企業は、当該業務をマネジメントする。
- 3 維持修繕企業は、建設工事を伴わない業務については「約款A」に基づいて実施し、建設工事を伴う業務があるときは「約款B」（熊本市公共工事関係業務委託契約約款をいう。以下同じ。）に基づいて実施するものとする。なお、これら約款の適用関係は、別紙1「約款の読み替え、修正及び公共工事関係業務に付す特約条項」の定めるところによる。

（日常的設置改修工事業務）

第10条 本件施設の日常的設置改修工事業務に係る業務の概要は、本委託に係る契約図書に定めるとおりとする。

- 2 日常的設置改修工事業務を行う設置改修企業は、甲との本件日常的設置改修工事業務請負契約が締結された後、履行期間において当該業務を実施する。また、統括企業は、当該業務をマネジメントする。
- 3 設置改修企業は、「約款C」（熊本市公共工事請負契約約款をいう。以下同じ。）に基づいて実施するものとする。なお、当該約款の適用については、別紙1「約款の読み替え、修正及び公共工事関係業務に付す特約条項」の定めるところによる。

（計画的調査設計業務）

第11条 本件施設の計画的調査設計業務に係る業務の概要は、本委託に係る契約図書に定めるとおりとする。

- 2 計画的調査設計業務を行う調査企業及び設計企業は、甲との本件計画的調査設計業務委託契約が締結された後、履行期間において当該業務をそれぞれ実施する。また、統括企業は、当該業務をマネジメントする。
- 3 調査企業は「約款A」に基づいて調査業務を実施し、設計企業は「約款B」に基づいて設計業務を実施するものとする。なお、これら約款の適用については、別紙1「約款の読み替え、修正及び公共工事関係業務に付す特約条項」の定めるところによる。

(計画的更新工事業務)

第12条 本件施設の計画的更新工事業務に係る業務の概要は、本委託に係る契約図書に定めるとおりとする。

- 2 計画的更新工事業務を行う建設企業は、甲との本件計画的更新工事業務請負契約が締結された後、履行期間において当該業務を実施する。また、統括企業は、当該業務をマネジメントする。
- 3 建設企業は、「約款C」に基づいて実施するものとする。なお、当該約款の適用については、別紙1「約款の読み替え、修正及び公共工事関係業務に付す特約条項」の定めるところによる。

(災害時対応業務)

第13条 本件施設の災害時対応業務に係る業務の概要は、本委託に係る契約図書に定めるとおりとする。

- 2 乙は、本件災害時維持修繕協定が締結された後、履行期間において災害発生時における下水道施設の被災状況把握等及び二次被害防止等緊急措置・対応を本件災害時維持修繕協定に基づいて実施するものとする。
- 3 本件災害時維持修繕協定に基づく業務対応については、中央区及び東区に限らず、甲が管理する市内全域の下水道管路施設の全部を対象とする。

(安全管理及びリスク分担)

第14条 乙は、要求水準書に規定する安全管理及び同書の別紙に規定するリスク分担表に基づき、安全管理及びリスク分担を行うものとする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、これを変更することができる。

(提出書類及びモニタリング)

第15条 乙は、要求水準書の別紙に定める提出書類（着手時の提出書類、履行期間中の提出書類及び業務完了時の提出書類）並びに甲が必要と認めるその他の提出書類を、甲の指定する様式により期限内に提出しなければならない。

- 2 乙は、契約締結後 30 日以内にセルフモニタリング実施計画書を作成し、甲に提出してその承諾を受けなければならない。なお、乙は、承諾を受けたセルフモニタリング実施計画書に基づきセルフモニタリングを実施し、その結果を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、管理者モニタリングを実施することができる。この場合において、甲は、必要に応じて中立的な立場の第三者を指定し、当該第三者モニタリングを実施することができるものとする。乙は、これらの実施に協力しなければならない。
- 4 モニタリング結果について甲乙間の解釈に相違がある場合は、協議によりこれを調整する。

(甲の解除権)

第 16 条 甲は、乙（その構成員のいずれかの者をいう。以下この条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、乙の責めに帰すべき事由の有無を問わず、本委託の履行期間中であっても、何らの催告なしに直ちに本件契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この基本契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（本件契約締結候補者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約又は請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約、下請契約又はその他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当するものを再委託契約、下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(3) この基本契約の定めに基づき甲の解除権が生じたとき。

2 乙は、前項の規定によりこの基本契約が解除された場合には、連帯して、本委託の入札書に記載した金額に 100 分の 110 を乗じた金額（以下「本委託の金額」という。）の 10 分の 1 に相当する額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、充当の結果、当該契約保証金又は担保に余剰の額が生じたときは、当該余剰の額は甲に帰属するものとし、甲はこれを精算することを要しない。また、甲による乙の一部に対する履行の請求は、乙を構成する全ての者に対しても効力を生じるものとする。なお、甲に実際に生じた損害の額が違約金の額の合計額を超える場合には、その超過分は、当該契約保証金又は担保の上記余剰の額をもって充当されるものとし、この充当後になお超過分が存在するときは、甲が、当該超過分について乙に賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

3 前項の規定により乙が甲に違約金を支払う場合において、甲は、違約金請求権と乙の契約金請求権その他甲に対する債権を相殺することができるものとし、なお不足があるときは、これを追徴する。

4 第 1 項の規定によりこの基本契約及び本件各個別契約が解除された場合には、乙は、甲に対して損害賠償請求をすることができない。

（違約金）

第 17 条 乙は、乙（その構成員のいずれかの者をいう。以下この条において同じ。）がこの基本契約又は本委託に関して次の各号のいずれかに該当するときは、連帯して本委託の金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 乙又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条（第

3号を除く。)若しくは第95条第1項(第2号及び第3号を除く。)の刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償金の請求をすることを妨げるものではない。
- 3 第1項の場合において、甲は、乙を構成する全ての者に対して違約金を請求することができる。この場合において、乙は、甲に対して連帯して違約金の支払の義務を負うものとする。
- 4 甲は、第1項の場合において、違約金請求権と乙の契約金請求権その他甲に対する債権とを相殺することができる。
- 5 本条に基づく乙の連帯債務について、甲が乙の一部に対して行う履行の請求は、乙を構成する全ての者に対しても効力を生じるものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第18条 甲及び乙は、他の当事者の事前の書面による承諾なく、本件契約上の権利義務について、自己以外の第三者への譲渡し、又は担保権を設定してはならない。

(債務不履行等)

第19条 甲及び乙は、この基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第20条 甲及び乙は、この基本契約又は本委託に関連して相手方から受領した情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し責任をもって管理するとともに、この基本契約の履行又は本委託の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本件契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに秘密情報を第三者に開示してはならないものとする。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示される前に、既に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方から開示された後に、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 甲及び乙が、前項に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、可能な限り事前に、又は開示後遅滞なく相手方に通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、当該通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合には、この限りではない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負う者に開示する場合
 - (2) 法令等（国内外の条約、法律、政令、省令、条例、通達、規則、規定、命令、規程及びガイドライン、並びに金融商品取引所その他の自主規制機関の規則その他の規制をいう。以下本条において同じ。）に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 甲が秘密保持義務契約を締結した甲のアドバイザーに開示する場合
 - (5) 甲が議会に開示する場合
- 4 甲は、前各項の規定にかかわらず、この基本契約又は本委託に関して知り得た情報に関し、法令等及び甲の定める諸規程の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができるものとする。
- 5 乙は、この基本契約又は本委託に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令等に従うほか、別紙2「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。

（特許権等の帰属）

第21条 本委託の過程で生じた特許権、実用新案権（特許及び実用新案権登録を受ける権利を含む。）並びに著作権についての帰属及びその取扱いは、別紙3「特許権及び著作権等に関する特記事項」のとおりとする。

（本件各個別契約の不調）

- 第22条 本件各個別契約が締結に至らなかった場合には、本件契約に別段の定めがない限り、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和9年4月1日までに、乙又は乙を構成する事業者が、正当な理由なく本件各個別契約を締結しないときは、乙は連帯して、甲に対して、違約金として、本委託に係る業務委託料等の予定総額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を本件契約締結時に想定する当初の契約期間で除して得た1年当たりの額の100分の5に相当する金額を、甲の指定する期日までに支払わなければならない。
- 3 前項の違約金は、本件各個別契約の締結の確保を目的とするものであり、乙は、当該各個別契約の履行に着手していないことを理由として、その支払義務を免れることができない。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合にお

いて、甲がその超過分につき賠償金を請求することを妨げるものではない。

(この基本契約の有効期間)

第23条 この基本契約の有効期間は、この基本契約が締結された日から本件契約の履行期間満了日のうち最も遅い日までとする。ただし、第16条（甲の解除権）第2項ないし第4項、第17条（違約金）、第18条（権利義務の譲渡の禁止）、第19条（債務不履行等）、第20条（秘密保持義務）、第21条（特許権等の帰属）、本条、第24条第4項（解除条件）、第25条（管轄裁判所）及び第26条（準拠法及び解釈）に定める事項については、この基本契約の終了後においても効力を有するものとする。

(解除条件)

第24条 この基本契約は、令和9年4月1日までに本件各個別契約が全て締結されなかったときは、その効力を失うものとする。

2 前項の場合において、本件各個別契約のいずれかが締結されている場合であっても、当該本件各個別契約の定めにかかわらず、この基本契約及び既に締結された本件各個別契約は終了するものとする。

3 本件各個別契約の締結後、本件各個別契約の全てが、本件契約の定めに従い解除その他の理由により終了した場合には、本件各個別契約が全て終了した日をもって、この基本契約は終了するものとする。

4 前各項の場合において、甲は、乙に対し何らの責任を負わないものとする。

(管轄裁判所)

第25条 甲及び乙は、この基本契約及び本件契約に関して生じた当事者間の紛争について、熊本地方裁判所又は熊本簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(準拠法及び解釈)

第26条 この基本契約及び本件各個別契約は、日本国の法令に準拠するものとし、同法令に従って解釈されるものとする。

2 この基本契約、本件各個別契約、関連書類及び書面による通知は、日本語で作成されるものとする。また、本件契約の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

3 この基本契約及び本件各個別契約の変更は、書面により行うものとする。

(債務負担行為に係る契約の特約条項)

第27条 本委託は、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為として締結されるものである。

- 2 本件各個別契約は、本条に定める特約条項の適用を受ける契約（以下「債務負担契約」という。）であり、別紙4「債務負担行為に係る契約の特約条項」の定めるところによるものとする。
- 3 甲は、債務負担契約の履行に必要な予算を確保するよう努めるものとする。ただし、予算の成立が遅延し、又は予算が減額され若しくは削除された場合には、甲及び乙は、別紙4に定める出来高予定額及び支払限度額の変更その他必要な契約変更について誠実に協議するものとする。この場合において、当該協議によっても本件契約の履行が著しく困難となるときは、甲及び乙は、本件契約の全部若しくは一部の変更又は解除について協議するものとする。なお、乙に損害が生じたときは、その取扱いについても併せて協議するものとする。
- 4 この基本契約及び本件各個別契約に規定がある場合には、乙は、「熊本市公共工事の代価の中間前金払取扱要綱」（平成20年2月22日告示第94号）に基づき前金払又は中間前金払を甲に請求することができる。

（内訳書及び全体工程表並びに単価合意書）

- 第28条 乙は、この基本契約締結後、契約図書に基づき、業務委託料及び請負代金（以下「業務委託料等」という。）の内訳書及び全体工程表を作成し、甲に提出しなければならない。なお、「業務委託料」及び「請負代金」とは、それぞれ本件各個別契約において定める契約金額をいうものとする。この場合において、当該契約金額は予定額としての性質を有するものであり、当該契約金額の算定及び精算は、本条第9項の規定に基づき締結される単価合意書に基づき行うものとし、この基本契約に添付の約款においても同様とする。
- 2 統括的管理業務は、本件各個別契約に共通して実施される業務であることから、当該業務に係る費用については、本件各個別契約に係る内訳書において各業務に適切に配賦するものとし、当該配賦は入札時の提案内容を踏まえ行うものとする。この場合において、当該費用に係る対価の支払は、本件各業務の支払い方法及び支払時期に応じて行うものとし、その配分及び支払方法については、単価合意の手続において確認するものとする。なお、統括企業に係る直接人件費、直接経費、その他原価及び一般管理費等を明示するものとする。
 - 3 日常的維持修繕業務の内訳書には、直接作業費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を明示するものとする。なお、当該内訳書については、建設工事を伴わない業務と建設工事を伴う業務に区分して、それぞれ作成すること。
 - 4 日常的設置改修工事業務の内訳書には、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を明示するものとする。
 - 5 計画的調査設計業務のうち調査業務の内訳書には、直接作業費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を明示するものとする。

- 6 計画的調査設計業務のうち設計業務の内訳書には、直接人件費、直接経費、その他原価及び一般管理費等を明示するものとする。
- 7 計画的更新工事業務の内訳書には、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を明示するものとする。
- 8 第1項に規定する全体工程表及び第2項から第7項までの内訳書は、甲及び乙を拘束するものではない。また、単価合意書に記載された数量は、将来の出来高を拘束するものではない。
- 9 甲及び乙は、前各項の規定により提出された内訳書に基づき、速やかに、当該内訳書に係る単価を協議し、次条の規定により単価合意書を作成の上合意するものとする。この場合において、協議がその開始の日から14日以内に整わないときは、甲がこれを定め、乙に通知するものとする。
- 10 前項により合意された単価は、本件各契約に共通して適用することができるものとし、業務の性質及び内容が同一又は類似する場合には、契約の別にかかわらず流用するものとする。
- 11 乙は、業務委託料等の変更があったときは、当該変更の内容を反映した内訳書を作成し、その変更があった日から14日以内に、本件契約に基づき、甲に提出しなければならない。
- 12 第9項の規定は、前項の規定により内訳書が提出された場合において準用する。
- 13 第9項（前項において準用する場合を含む。）の単価合意書は、本件契約の定めに従う限度で効力を有するものとする。

（総価契約単価合意方式）

第29条 本委託は、契約締結後、総価契約の内訳として単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象とし、詳細については、要求水準書の3.7（総価契約単価合意方式）の定めるところによる。

（著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更）

第30条 甲又は乙は、本件契約の規定に基づく業務委託料等について、別紙5「著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更の特約条項」に定めるところにより、相手方に対し業務委託料等の変更を請求することができるものとし、甲及び乙は、その内容について協議の上、業務委託料等を変更するものとする。ただし、その時点で既に甲が乙に対して支払った額については、この限りではない。

- 2 甲及び乙は、法令等、条例若しくは甲の計画の変更又は税制の変更により要求水準若しくは業務の実施条件に影響が生じ、本件各業務の実施に係る費用が増減した場合には、協議の上、業務委託料等を見直すものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、契約締結時点において予見困難な事業環境の変化により業務委託料等の見直しの必要が生じた場合には、甲及び乙は、必要に応じて業務委託料等の見直しについて協議を行うものとする。

(プロフィットシェア)

- 第31条 乙は、甲に対し、本委託について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約時に定めた計画又は手法と比較し、より効果的かつ効率的な手法等を提案することができるものとする。
- 2 前項の提案は、業務委託料等の低減を伴うもの又は業務の効率若しくは質の向上に資するものとする。
- 3 甲は、自ら又は第1項による乙の提案により、必要と認める場合は、乙に対して要求水準の変更に係る検討を指示することができるものとし、乙は、当該指示を受理した日から14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、その結果を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、前項の検討結果を受理した場合には、当該結果に基づき要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該変更を行うか否かを乙に通知しなければならない。
- 5 変更後の要求水準は、甲が乙に通知し、乙はこれを受領した日の翌日から適用するものとする。
- 6 第4項により要求水準書その他の契約関係書類を変更した場合において、当該変更により乙に増加費用その他の不利益が生じたときは、甲が当該増加費用又は不利益を負担するものとする。また、乙の提案を甲が採用し、当該提案に基づき要求水準書その他の契約関係書類の変更を行った結果、本委託の実施に要する費用の縮減が認められる場合において、甲が認めた当該縮減額については、その費用減少額の一定割合を業務委託料等から減額し、残りを乙の利益とする（以下「プロフィットシェア」という。）。なお、外的要因による費用減少又は通常の業務遂行による効率化に伴う費用減少については、性能発注の趣旨に基づき乙に帰属するものとし、プロフィットシェアの対象としないものとする。
- 7 前項のプロフィットシェアの対象となる縮減額の算定方法並びに甲及び乙の分配割合並びに甲の負担額及び業務委託料等の減額については、甲乙協議の上、双方の合意により定めるものとする。この場合において、甲に還元される額については契約金額の調整により反映するものとし、残余は乙の利益として帰属するものとする。ただし、業務委託料等の減額は、業務委託料等が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を上限とする。
- 8 前項により、プロフィットシェアを行った場合であっても、乙は、その提案に係る責任を免れるものではない。

(要求水準違反時の措置)

第 3 2 条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により要求水準書に定める要求水準が達成されていないと認める場合には、乙に対し、相当の期間を定めて改善措置を講ずるよう請求することができる。

2 乙が前項の請求に従わず、又は改善の見込みがないと甲が認める場合には、甲は、要求水準違反が発生したものとして、本件各個別契約に定めるところにより、業務委託料等の減額、違約金の請求その他必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する要求水準違反時の具体的な取扱いについては、要求水準違反の内容及び程度を踏まえ、甲が決定するものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙の意見を聴取するものとする。

(定めない事項)

第 3 3 条 本件契約に定めない事項については、甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。

(その他)

第 3 4 条 本委託は、原則として性能発注とする。したがって、乙は、契約図書に特別の定めがある場合又は前条に基づく甲乙間の協議がある場合を除き、要求性能を満たすために必要な人員、時期、機器、方法その他一切の事項を自らの責任において定めるものとする。

2 契約図書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

3 本委託の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、契約図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、甲及び乙の共同企業体の代表企業が各自 1 通を保有する。

令和 9 年（2027 年）[]月[]日

甲 委 託 者 住所 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号
氏名 熊本市
熊本市上下水道事業管理者 三島 健一

乙 契約相手方 住所 [所在地]
(共同企業体の代表企業) 名称 [企業名]
[代表者名]

乙	契約相手方	住所	[所在地]
	(統括企業)	名称	[企業名]
			[代表者名]

乙	契約相手方	住所	[所在地]
	(維持修繕企業)	名称	[企業名]
			[代表者名]

乙	契約相手方	住所	[所在地]
	(設置改修企業)	名称	[企業名]
			[代表者名]

乙	契約相手方	住所	[所在地]
	(調査企業)	名称	[企業名]
			[代表者名]

乙	契約相手方	住所	[所在地]
	(設計企業)	名称	[企業名]
			[代表者名]

乙	契約相手方	住所	[所在地]
	(建設企業)	名称	[企業名]
			[代表者名]

熊本市業務委託契約約款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）及び仕様書に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 仕様書に明示されていないもの又は仕様書に交互符合しないものがあるときは、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、委託者が定めて受託者に指示するものとする。

3 受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）が定められている場合にはこれを委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

4 業務の履行に必要な一切の経費は、この契約の業務委託料に含まれるものとする。

5 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

4 前3項の指示等及び協議は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）を用いて行うことができる。ただし、指示等を行う方法については書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約の保証)

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

2 受託者は、前項に規定する契約保証金の納付に代えて、次の各号のいずれかに掲げる担保措置をとることができる。

(1) 契約保証金の納付に代わる国債の提供

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関の保証

3 受託者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結をしたときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、受託者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

4 受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

5 第1項、第2項及び第3項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

7 受託者が第1項及び第2項各号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第27条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

8 前各項の規定は、熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条第2項各号（第1号及び第2号を除く）の規定に基づき、委託者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。（一括再委託等の禁止）

第4条の2 受託者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再委任してはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において受託者は、委託者から再委託先に関する情報の提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるものとする。

3 受託者は、前項に基づき再委託を行った場合は、再委託先に対し、この契約に定める受託者の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、受託者はその一切の責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第5条 受託者（前条の規定により再委託又は再委任を受けた者を含む。）は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は業務の目的外に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第5条の2 受託者は、この契約に基づき委託された業務を実施するに当たっては、個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(第三者の特許権等の使用)

第6条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その一切の責任を負わなければならない。

2 成果物が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、受託者は委託者に対し、その事実関係を速やかに報告しなければならない。

3 前項の場合、受託者は、受託者の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が委託者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(特許権等の帰属)

第6条の2 業務の過程で生じた特許権、実用新案権（特許、実用新案権登録を受ける権利を含む。）及び著作権等についての帰属及び取扱いは、別紙「特許権及び著作権等に関する特記事項」のとおりとする。

(監督員)

第7条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、おおむね次に掲げる職務を行う。

- (1) 業務の履行について、受託者又は次条の規定による受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) 仕様書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受託者の作成したこれらの図書の承認
- (3) 仕様書に基づく作業の管理、立会い、業務履行状況の把握

3 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(現場責任者)

第8条 受託者は、業務の履行について管理を行う現場責任者を定め、書面により委託者に届け出なければならない。現場責任者を変更したときも同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第9条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

(現場責任者等に関する措置請求)

第9条 委託者は、受託者の現場責任者、使用人若しくは作業員又は第4条の2第2項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の履行等につき著しく不適当と認められるときは、その事由を明示して受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告及び調査)

第10条 受託者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、委託者は、必要と認めるときは、受託者に対し、業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

3 受託者は、この契約の履行に関し事故が生じたときは、直ちに委託者に当該事故の状況を報告しなければならない。この場合において、受託者は当該事故による損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 委託者は、業務の実施状況について、受託者の作業する場所等を立ち入り検査することができる。

(仕様書不適合の場合の補正義務)

第11条 受託者の業務の履行が仕様書に適合しない場合において、委託者（監督員を置いたときは監督員）がその補正を要求したときは、受託者は、これに従わなければならない。この場合において、受託者は、委託料の増額又は履行期間の延長を求めることができない。

(仕様書等の変更)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更することができる。

(業務の一時中止)

第13条 委託者は、必要があると認めるときは業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第14条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(業務委託料の変更方法等)

第15条 業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(損害等の負担)

第16条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害及び業務の履行のために要した費用（この契約において別に定める場合を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

(不可抗力による損害)

第17条 委託者又は受託者は、予期することのできない自然災害等当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって履行の遅延その他の債務不履行が生じた場合であっても、善良な管理者としての注意をしたものと認められる場合には、その責任を負わない。この場合においては、その後の措置について双方協議するものとする。

2 受託者は、不可抗力により業務の履行に支障が生じたときは、速やかにその状況を委託者に報告したうえで、損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとらなければならない。

3 委託者は、不可抗力により受託者の業務の履行が困難であると認められるときは、この契約を解除することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 受託者は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその賠償の責めを負わなければならない。ただし、受託者が、委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを委託者に知らせなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、受託者は速やかに委託者に紛争の状況を報告したうえで、損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとらなければならない。

(検査及び引渡し)

第19条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 受託者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を委託者に引き渡すものとする。

4 受託者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第20条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 業務委託料は、別紙の支払内訳書のとおり支払うものとする。

(前金払)

第20条の2 受託者は、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを委託者に請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

(成果物の部分引渡し)

第21条 成果物について、委託者が仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第19条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第20条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部が完了し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この

場合において、第19条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第20条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(成果物の品質)

第22条 成果物は、引渡し時において、仕様書に定める品質及び性能に適合するものであることを要する。

(契約不適合責任)

第23条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関し、契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、受託者に対し、相当の期間を定めて委託者の指定した方法により成果物の修補又は代替物の納入を求めることができる。この場合において、民法(明治29年法律第89号)第562条第1項但書は適用しない。

- 2 前項の期間内に受託者が成果物の修補あるいは代替物の納入をしないときは、委託者は受託者に対して代金の減額を請求することができる。

- 3 前2項の規定は、成果物の契約不適合について、委託者が受託者に対して損害賠償を請求し又はこの契約を解除することを妨げない。

- 4 第1項において受託者が負うべき責任は、第19条の規定による委託者の検査に合格したことをもって免れないものとする。

(損害賠償)

第24条 委託者又は受託者は、この契約に違反した場合、これによって相手方に生じた損害の賠償をしなければならない。ただし、その違反が自らの責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第25条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合、受託者は、遅延日数に応じ、業務委託料にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(以下「遅延利息の率」という。)を乗じて計算した額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 委託者の責めに帰すべき事由により、第20条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

- 3 前2項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(委託者の解除権)

第26条 委託者は、受託者がこの契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて是正を求める催告後もその期間内にこれを是正しない場合は、受託者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 委託者は、民法第542条に定めるもののほか、受託者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、受託者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手せず、履行期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第30条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 監督官庁から営業の取消、停止又はこれに類する処分を受けたとき。

(6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。

- (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はこれらに類する倒産手続開始の申立てがなされたとき。
- (8) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき若しくは支払停止状態に至ったとき。
- (9) 解散、合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたことにより、この契約の履行が困難になると認められるとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (11) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は業務委託を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体である場合には代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号及び第28条において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。
- ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(12) その他前各号に準ずる事由があるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条又は次条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定による契約の解除によって、受託者に損害が生じた場合において、受託者の責めに帰すべき事由がある場合は、委託者は、その損害を賠償する責めを負わない。

4 第1項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、委託者がその超える部分について受託者に対し損害賠償を請求することを妨げない。

5 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（談合行為等に対する解除措置）

第28条 委託者は、第26条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 受託者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

- (3) 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

（その他の解除権）

第29条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第26条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害賠償額は、この契約の業務委託料相当額を上限とする。
- 3 前項に規定する損害賠償額及びその支払期限は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

（受託者の解除権）

第30条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第13条の規定により業務の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その賠償を委託者に請求することができる。ただし、その損害賠償額は、この契約の業務委託料相当額を上限とする。

（解除の効果）

第31条 この契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第21条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（第21条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）が可分でありそれによって委託者が利益を受けると認めた場合には、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払うことができる。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料及びその支払期限は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第26条第2項第10号及び第11号に該当することによりこの契約が解除された場合は、委託者は、既履行部分委託料の支払いは行わないものとする。

（契約解除等に伴う措置）

第32条 受託者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受託者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受託者は遅滞なく当該物件を撤去（委託者に返還する貸与品については、委託者の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して委託者に明け渡さなければならない。

- 2 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 3 受託者のとるべき措置の期限、方法等については、第26条又は第28条若しくは第29条第1項の規定により契約が解除された場合等においては委託者が定め、第30条の規定により契約が解除されたときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（契約不適合責任期間等）

第33条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第19条第3項（第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた後、その不適合を知った時から1年以内でなければ契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害賠償額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に

関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求をすることができない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(貸与品の取扱い)

第33条の2 委託者は、受託者の申し出により、業務に必要なもの（以下「貸与品」という。）を貸与することができる。

- 2 受託者は、貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から5日以内に委託者に借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品を善良なる管理者の注意義務をもって使用し、又は管理しなければならない。
- 4 受託者は、業務が完了した場合、業務において必要がなくなった場合、この契約が解除により終了した場合又は委託者から返還を求められた場合には、委託者の指定する期間内に、委託者に対して、貸与品を、原状に復し、自らが付属させた付属品を収去したうえで返還するものとする。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品が滅失又は毀損し、又はその返還が不可能になったときは、その損害を賠償しなければならない。

(保険)

第34条 受託者は、仕様書に基づき火災保険その他の保険を付したとき、又は任意にこの契約の履行に関する保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(専属的管轄裁判所)

第35条 この契約に関する一切の紛争については、熊本地方裁判所又は熊本簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(臨機の措置)

第36条 受託者は、業務の履行に当たって事件及び事故が発生したとき又は発生するおそれのあるときは、委託者の指示を受け、又は委託者、受託者間で協議のうえ臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を遅滞なく委託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、事故防止その他業務上特に必要があるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、業務委託料の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分については、委託者と受託者とが協議して委託者がそれを負担するものとする。

(補則)

第37条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

(特記事項)

第38条 この契約の効力は、契約書記載の契約日から生ずるものとする。

熊本市公共工事関係業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、この契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段（以下「履行方法」という。）をその責任において定めるものとする。
- 5 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第56条第1項の規定に基づき、委託者と受託者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から5日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証

事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（4） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（5） この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

4 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受託者が前払金の使用等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受託者は、前項の規定により第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を委託者に提出しなければならない。

（著作権の譲渡等）

第6条 受託者は、成果物（第38条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用し、若しくは複製し、又は第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第7条 受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を

請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第8条の2 受託者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠という。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、委託者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(調査職員)

第9条 委託者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 委託者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 委託者は、2名以上の調査職員を置き前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第10条 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第1項の規定による請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知、同条第3項の規定による請求、同条第4項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第11条 受託者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第12条 地元関係者との交渉等は、委託者が行うものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、委託者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第13条 受託者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、委託者がその承諾を得るものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第14条 委託者は、管理技術者、照査技術者若しくは受託者の使用人又は第7条第3項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じるべきことを請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第15条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第16条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 受託者は、業務の内容が設計図書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第18条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して講じるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第19条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受託者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受託者の提案)

第21条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第22条 委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受託者の請求による履行期間の延長)

第23条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

第24条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮を受託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第25条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日(第23条第1項の規定による請求の場合にあっては委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条第1項の規定による請求の場合にあっては受託者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議の開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第26条 業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議の開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第27条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、緊急やむを得ない事情がある場合を除き、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合においては、受託者は、その講じた措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を講じることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第28条 成果物の引渡し前に成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第29条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第50条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害に係る取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害に係る取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害に係る取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）

第31条 委託者は、第8条、第17条から第21条まで、第23条、第24条、第27条、第28条、前条、第34条又は第40条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定めることとし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わないときは、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が同項に規定する業務委託料の増額又は費用の負担をすべき事由が生じた日から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議の開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第32条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知があったときは、委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、通知を受けた日から１０日以内に受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受託者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

（業務委託料の支払）

第３３条 受託者は、前条第２項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

第３４条 委託者は、第３２条第３項若しくは第４項又は第３８条第１項若しくは第２項の引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第１項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第３５条 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の１０分の３以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 委託者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の１０分の３から受領済みの前払金（以下この条、次条及び第５０条において「受領済み前払金」という。）の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済み前払金の額が減額後の業務委託料の１０分の４を超えるとときは、受託者は、業務委託料が減額された日から３０日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第３８条の規定による部分引渡しに係る支払をしようとするときは、委託者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 6 前項に規定する期間内で受領済み前払金の超過額を返還する前に更に業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受託者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受託者は、受領済み前払金の額からその増額後の業務委託料の１０分の４の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 7 委託者は、受託者が第５項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第３６条 受託者は、前条第４項の規定により受領済み前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

- 2 受託者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに委託者に寄託しなければならない。
- 3 受託者は、前２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託した

ものとみなす。

- 4 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受託者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分引渡し)

第38条 成果物について、委託者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部が完了し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 3 前2項の規定により準用される第33条第1項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める式により算定する。この場合において、第1号の指定部分に相応する業務委託料及び第2号の引渡部分に相応する業務委託料は、委託者と受託者とが協議して定めることとし、委託者が前2項において準用する第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が調わないときは、委託者が定め、受託者に通知する。

- (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）

- (2) 前項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）

(第三者による代理受領)

第39条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条第2項（前条において準用する場合を含む。）の規定による支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第40条 受託者は、委託者が第35条又は第38条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更し、受託者が増加費用を必要とし、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第41条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の任意解除権)

第42条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第44条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第43条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第46条又は第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号、次号及び第51条第7項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時工事に係る業務委託の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (11) この契約に関して、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - イ 受託者が独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - ウ 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96

条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第45条 第43条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第46条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第47条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により委託者が設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条第1項又は第2項の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6か月を超えるときは、6か月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第48条 第46条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第49条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第38条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（第38条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除く。以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

3 既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（解除に伴う措置）

第50条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、受領済み前払金があったときは、受託者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定に基づく解除にあつては当該受領済み前払金の額（第38条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した受領済み前払金の額を控除した額）に当該受領済み前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利息の率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定に基づく解除にあつては当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、受領済み前払金があったときは、委託者は、当該受領済み前払金の額（第38条に規定する部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した受領済み前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済み前払金になお余剰があるときは、受託者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定に基づく解除にあつては当該余剰額に受領済み前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利息の率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定に基づく解除にあつては当該余剰額を委託者に返還しなければならない。

3 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受託者が所有し、又は管理する業務の出来形部分（第38条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条第3項の規定により、受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ当該各号に定めるところにより委託者又は受託者が負担する。

- (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第43条、第44条又は次条第3項に基づくものである場合にあつては受託者が負担し、第42条、第46条又は第47条に基づくものである場合にあつては委託者が負担する。

- (2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受託者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受託者の講じるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第44条又は次条第3項の規定によるときは委託者が定め、第42条、第46条又は第47条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受託者の講じるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。
（委託者の損害賠償請求等）
- 第51条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 受託者が履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第43条又は第44条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、受託者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第43条又は第44条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から第38条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 7 受託者は、この契約に関して、第44条第11号の規定に該当したときは、業務委託料の10分の2に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 第44条第11号に掲げる場合において、命令又は刑罰の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。
- (2) 第44条第11号ウに掲げる場合において、受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について確定した刑が刑法第198条の刑であるとき（確定した刑が、同条の刑のほか、刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑であるときを除く。）。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、委託者が特に必要があると認めるとき。
- 8 前項本文の規定にかかわらず、委託者は、同項の違約金により補填されるべき損害の額が同項に規定する業務委託料の10分の2に相当する額を超えるとときは、受託者に対して、当該超える額を併せて支払うことを請求することができる。
- 9 前2項の規定による違約金等の請求は、第1項の規定による損害賠償の請求及び第2項の規定による違約金の請求を妨げない。
- 10 前3項の規定は、第32条第3項から第5項までの規定により業務の成果物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

1 1 前項の場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該企業体の構成員であった全ての者は、連帯して第7項及び第8項の規定による責任を負うものとする。

(受託者の損害賠償請求等)

第52条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、委託者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第53条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第32条第3項又は第4項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保険)

第54条 受託者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第55条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料の支払の日までの日数に応じ遅延利息の率を乗じて計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときはその残額を請求する。

2 前項に規定する残額の請求をする場合には、委託者は、受託者から、当該請求をした日から当該残額の支払があった日までの日数に応じ遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延損害金を徴収する。

(紛争の解決)

第56条 この約款の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合は、委託者及び受託者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは委託者と受託者が折半し、その他のものは委託者と受託者がそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は調査技術者の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第14条第2項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により委託者が決定を行った後又は委託者若しくは受託者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても、同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第57条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（特記事項）

第58条 この契約の効力は、契約書記載の契約日から生ずるものとする。

（契約外の事項）

第59条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

熊本市公共工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第52条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除す

る。

- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物及び工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち、第13条第2項の検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 受注者が前払金の使用等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 4 受注者は、前項の規定により第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。

- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合

- (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 発注者は、2人以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容

を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。
(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者（建設業法第26条第2項に規定する工事の場合にあっては監理技術者とし、同条第3項に規定する工事の場合にあっては専任の主任技術者又は同条第4項に規定する監理技術者とする。以下同じ。）
- (3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいい、同項ただし書の規定により置かれる場合に限る。以下同じ。）
- (4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項の立会い若しくは見本検査又は第2項の立会いを請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）等があり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期又は請負金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者の講じるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。
(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して講じるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条第1項の規定による請求の場合にあつては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条第1項の規定による請求の場合にあつては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の100分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の規定による請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、緊急やむを得ない事情がある場合を除き、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合においては、受注者は、その講じた措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を講じることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第55条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第55条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害(第55条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。)を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第55条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項又は第2項に規定する検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害に係る取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害に係る取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害に係る取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定めることとし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わないときは、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項に規定する請負代金額の増額又は費用の負担をすべき事由が生じた日から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする前払保証事業法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前2項の規定は、この場合について準用する。

- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金（中間前払金の支払を受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条、次条及び第51条において「受領済み前払金」という。）の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済み前払金の額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項に規定する期間内に第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項に規定する期間内で受領済み前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済み前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第7項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- （保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済み前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
- （前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第38条 削除
（部分引渡し）

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×{1－（前払金額＋中間前払金額）／請負代金額}

- 3 前2項の指定部分に相応する請負代金の額は、次の式により算定する。ただし、特別な事情がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、発注者が第1項の規定により準用される第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

指定部分に相応する請負代金の額＝請負代金額×（指定部分に係る設計工事費／設計工事費）

（第三者による代理受領）

第40条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条第2項（前条において準用する場合を含む。）の規定による支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第41条 受注者は、発注者が第35条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第42条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第43条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第45条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき
- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第48条又は第49条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号、次号及び第52条第7項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号、次号及び第52条第7項において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(12) この契約に関して、次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

ウ 受注者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第46条 第44条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第47条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第44条各号又は第45条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次に掲げる受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) 前各号に掲げるもののほか、この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第48条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第49条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により発注者が設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条第1項又は第2項の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6か月を超えるときは、6か月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第50条 第48条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第51条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、受領済み前払金があったときは、当該受領済み前払金の額を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済み前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定に基づくものである場合にあってはその余剰額に当該受領済み前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利息の率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第48条又は第49条の規定に基づくものである場合にあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の講じるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第48条又は第49条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の講じるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第52条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受注者が工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第44条又は第45条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者

の債務について履行不能となったとき。

- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 7 受注者は、この契約に関して、第45条第12号の規定に該当したときは、請負代金額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 第45条第12号に掲げる場合において、命令又は刑罰の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。
 - (2) 第45条第12号ウに掲げる場合において、受注者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について確定した刑が刑法第198条の刑であるとき（当該確定した刑が、同条の刑のほか、刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑であるときを除く。）。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要があると認めるとき。
- 8 前項本文の規定にかかわらず、発注者は、同項の違約金により補填されるべき損害の額が同項に規定する請負代金額の10分の2に相当する額を超えるとときは、受注者に対して、当該超える額を併せて支払うことを請求することができる。
- 9 前2項の規定による違約金等の請求は、第1項の規定による損害賠償の請求及び第2項の規定による違約金の請求を妨げない。
- 10 前3項の規定は、第32条第4項から第6項までの規定により工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。
- 11 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該企業体の構成員であった全ての者は、連帯して第7項及び第8項の責任を負うものとする。

（受注者の損害賠償請求等）
- 第53条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第48条又は第49条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）
- 第54条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契

約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（かし：構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第55条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第56条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による熊本県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第57条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第58条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（特記事項）

第59条 この契約の効力は、契約書記載の契約日から生ずるものとする。

（補則）

第60条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

約款の読み替え、修正及び公共工事関係業務に付す特約条項

(目的)

- 第1条 本特約条項は、約款A（熊本市業務委託約款をいう。以下同じ。）、約款B（熊本市公共工事関係業務委託契約約款をいう。以下同じ。）及び約款C（熊本市公共工事請負契約約款をいう。以下同じ。）の適用に係る読み替え並びに公共工事関係業務に関する特約事項を定めるものとする。
- 2 本委託における約款A、約款B及び約款Cの適用については、第2条から第4条までの規定により読み替えるものとする。また、約款Cについては、第5条の規定により修正して適用するものとする。
- 3 本特約条項の第6条から第16条までは、前項の読み替え及び修正を前提として、公共工事関係業務に約款A及び約款Bを適用する場合の適用関係、優先順位その他必要な事項を定めるものとする。

(約款Aの読み替え)

- 第2条 約款Aの適用については、次のとおり読み替えるものとする。
- (1) 本約款において「仕様書」とあるのは、「契約図書」と読み替える。
- (2) 本約款において「現場責任者」とあるのは、「現場責任者（基本契約書第8条第4項から第6項までに規定する統括管理責任者を含む。）」と読み替える。
- (3) 本約款において「業務委託料相当額」とあるのは、「業務委託料相当額（支払済の業務委託料がある場合には、当該支払済額を控除した額）」と読み替える。
- (4) 第1条第1項中、「この契約書（頭書を含む。以下同じ。）及び仕様書に基づき」とあるのは、「この約款（基本契約書及びこの約款が適用される個別契約書を含む。以下同じ。）に基づき、契約図書（別冊の要求水準書、標準仕様書、入札説明書その他関係書類、入札説明に対する質問回答書及び技術提案書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し」と、かつ、「この契約」とあるのは「この契約（この約款及び契約図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）」と読み替える。
- (5) 第5条の2中「別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」とあるのは、「基本契約書の別紙2「個人情報の取扱いに関する特記事項」と読み替える。
- (6) 第6条の2中「別紙「特許権及び著作権等に関する特記事項」とあるのは、「基本契約書の別紙3「特許権及び著作権等に関する特記事項」と読み替える。
- (7) 第8条第3項として、「3 現場責任者は、この契約の履行に関し、委託者と受託者との間の報告及び協議を行おうとするときは、原則として統括管理責任者を通じて行うものとする。」を加える。
- (8) 第20条第3項中「別紙の支払内訳書のとおり支払うものとする。」とあるのは、「基

本契約書の別紙4「債務負担行為に係る契約の特約条項」に示す支払限度額の範囲内で支払うものとする。」と読み替える。

- (9) 第30条第1項及び第2項のただし書中「ただし、その損害賠償額は、この契約の業務委託料相当額を上限とする。」とあるのは、「ただし、その損害賠償額は、この契約の業務委託料相当額（支払済の業務委託料がある場合、当該支払済みの金額を控除した額）を上限とする。」と読み替える。

（約款Bの読み替え）

第3条 約款Bの適用については、次のとおり読み替えるものとする。

- (1) 本約款において「設計図書」とあるのは「契約図書」と読み替える。
- (2) 本約款において「仕様書」とあるのは「標準仕様書」と読み替える。
- (3) 本約款において「現場説明」とあるのは「入札説明」と読み替える。
- (4) 第1条第1項中「この約款（契約書を含む。以下同じ。）」とあるのは、「この約款（基本契約書及びこの約款が適用される個別契約書を含む。以下同じ。）」と読み替える。
- (5) 第1条第1項中「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）」とあるのは、「契約図書（別冊の要求水準書、標準仕様書、入札説明書その他関係書類、入札説明に対する質問回答書及び技術提案書をいう。以下同じ。）」と読み替える。
- (6) 第1条第11項中「日本国の裁判所」の前に、「熊本地方裁判所又は熊本簡易裁判所を第一審の」を加える。
- (7) 第10条第4項として、「4 管理技術者は、この契約の履行に関し、委託者と受託者との間の報告及び協議を行おうとするときは、原則として統括管理責任者（基本契約書第8条第4項及び第6項に規定する者をいう。）を通じて行うものとする。」を加える。

（約款Cの読み替え）

第4条 約款Cの適用については、次のとおり読み替えるものとする。

- (1) 本約款において「設計図書」とあるのは「契約図書」と読み替える。
- (2) 本約款において「仕様書」とあるのは「標準仕様書」と読み替える。
- (3) 本約款において「現場説明」とあるのは「入札説明」と読み替える。
- (3) 本約款において「工期」とあるのは「履行期間」と読み替える。
- (4) 第1条第1項中「この約款（契約書を含む。以下同じ。）」とあるのは、「この約款（基本契約書及びこの約款が適用される個別契約書を含む。以下同じ。）」と読み替える。
- (5) 第1条第1項中「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）」とあるのは、「契約図書（別冊の要求水準書、標準仕様書、入札説明書その他関係書類、入札説明に対する質問回答書及び技術提案書をいう。以下同じ。）」と読み替える。

(7) 第 11 条第 2 項として、「2 受注者は、この契約の履行に関し、委託者と受託者との間の報告及び協議を行おうとするときは、原則として統括管理責任者（基本契約書第 8 条第 4 項及び第 6 項に規定する者をいう。）を通じて行うものとする。」を加える。

（約款 C の修正）

第 5 条 約款 C の適用については、次のとおり修正する。

- (1) 第 3 8 条（部分払）は適用しないものとする。
- (2) その他第 3 8 条に関連する規定については、部分払に係る文言及び引用を削除した上で適用する。

（公共工事関係業務の定義）

第 6 条 公共工事関係業務とは、建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する土木工事その他これに類する全ての工事を含む。）を伴う業務又は建設工事に付随して行われる調査、設計、積算、工事監理、出来形確認、試験・測定等の行為をいう。

- 2 前項に規定する業務に該当するか否かは、要求水準書により特定する。
- 3 本条の定義の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定める。

（約款の適用関係）

第 7 条 統括的管理業務及び日常的維持修繕業務のうち建設工事を伴わない業務に関する基本的事項は約款 A の定めによる。

- 2 日常的維持修繕業務のうち建設工事を伴う業務、計画的調査設計業務のうち公共工事関係業務に係る基本的事項については、約款 B を適用する。
- 3 公共工事関係業務に係る部分について、約款 A と約款 B の規定が競合し、又は抵触する場合は、約款 B を優先して適用する。
- 4 前各項に規定するもののほか、本委託に関する事項については、約款 A を優先適用する。
- 5 本条に定めのない事項については、要求水準書の定めによる。

（文書の優先順位）

第 8 条 本件日常的維持修繕業務委託契約及び本件計画的調査設計業務委託契約に係る文書の優先順位は、この基本契約（本特約条項、約款 A 及び約款 B を含む。本別紙において以下同じ。）、本件各個別契約書、要求水準書、協議記録の順で優先的な効力を有する。

（用語の読み替え）

第 9 条 約款 B における次に掲げる用語は、約款 A における対応する用語にそれぞれ読み替えるものとする。

約款Bの用語	約款Aの対応語
調査職員	監督員
管理技術者	現場責任者
照査技術者	確認担当者等

- 2 約款Aと約款Bとの間で同一の趣旨に係る役割又は権限の定義が異なる場合は、甲乙協議の上、これを調整するものとする。

(検査・引渡し・部分引渡し)

第10条 公共工事関係業務の検査、合否判定、部分引渡し又は出来形の確認手続については、約款B第32条の定めによる。

- 2 前項の規定による部分引渡しに係る支払割合及び書類提出等については、要求水準書に定めるところによるほか、約款B第38条の定めに従う。
- 3 公共工事関係業務以外の業務に係る通常の部分引渡しについては、約款A第21条の定めによる。

(前払金及び保証)

第11条 公共工事関係業務に係る前払金の支払限度、前払金保証の要否、保証事業会社の区分その他前払金の取扱いについては、約款B第35条の定めによる。

- 2 公共工事関係業務以外の業務に係る前払金の取り扱いは、約款A第20条の2の定めによる。
- 3 契約保証金又は履行保証に係る取扱いについては、公共工事関係業務に関するものについては約款B第4条の定めを優先し、その他の業務に関するものについては約款A第3条の定めによる。

(契約変更及び契約図書の変更)

第12条 公共工事関係業務に係る契約図書（契約図書に該当する文書が存在しない場合は、要求水準書を契約図書とみなす。）の変更、履行条件の変更又は追加業務の発生等に伴う契約変更については、約款B第19条及び第21条の定めを適用する。

- 2 前項に規定する変更のうち、建設工事を伴わない部分に限定される事項については、約款A第12条の定めによる。

(再委託等)

第13条 公共工事関係業務については、約款B第7条に基づき、一括再委託を禁止する。

- 2 建設工事を伴わない部分については、約款A第4条の2に基づき、一括再委託を禁止する。
- 3 前各項に規定するもののほか、軽微な部分又は要求水準書において許容された部分の再委託については、甲の承諾を要する。

(不可抗力及び損害負担)

第14条 公共工事関係業務に関する不可抗力及び損害の負担は、約款B第20条、第29条及び第30条の定めによる。

2 建設工事を伴わない部分に関する不可抗力及び損害の負担は、約款A第17条及び第18条の定めによる。

(知的財産権)

第15条 公共工事関係業務により作成される設計成果物(電子データを含む。)、図面、詳細データ等の著作権、意匠権その他知的財産権の帰属については、約款B第6条、第8条及び第8条の2の定めによる。

2 建設工事を伴わない部分に関する点検記録、調査記録等の成果の取扱いについては、約款A第1条第3項の定めによる。

(その他)

第16条 本特約条項に定めのない事項は、約款A及び約款Bの規定による。

2 約款A及び約款Bの両約款に規定がなく、かつ要求水準書にも規定がない事項については、甲乙協議の上、これを定める。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(定義)

第1条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の個人情報をいう。
- (2) 個人情報管理責任者 受託者において、本業務委託に係る個人情報の管理に関する責任を担い、この特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務取扱担当者を監督する者をいう。
- (3) 事務取扱担当者 受託者において、本委託業務に係る個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。
- (4) 管理区域 個人情報ファイルを取り扱うネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理及び運用を行うための部屋や電磁的記録媒体の保管庫をいう。
- (5) 取扱区域 個人情報を取り扱う場所をいう。

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第2条 受託者は、法及び個人情報保護委員会が定める個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、受託者は、個人情報の保護に関する関係法令及び熊本市（以下「委託者」という。）の例規に基づき、特記事項を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 受託者は、個人情報の安全管理について、次に掲げる事項を確保するものとする。

- (1) 個人情報管理責任者及び各事務取扱担当者の責任と役割分担を明確にした実施体制を構築すること。
- (2) 通常時及び緊急時における委託者との連絡手段及び連絡先等を明確にし、適切な連絡体制を構築すること。
- 2 受託者は、委託者からの求めがあった場合は、前項第1号に規定する実施体制に係る実施体制図の内容及び同項第2号に規定する連絡体制の内容について、書面により委託者に提出しなければならない。

(個人情報管理責任者等の届出)

第4条 受託者は、あらかじめ個人情報管理責任者及び事務取扱担当者を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報管理責任者及び事務取扱担当者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、個人情報管理責任者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、事務取扱担当者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 事務取扱担当者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。
- 6 受託者は、個人情報管理責任者及び事務取扱担当者には、個人情報の保護に必要とされる知識、技術その他の能力を持つ者を配置しなければならない。

(管理区域及び取扱区域の特定)

第5条 受託者は、委託者と協議の上、管理区域及び取扱区域を定め、業務の着手前に書面

により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、管理区域又は取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第6条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、事務取扱担当者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、個人情報管理責任者及び各事務取扱担当者に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を受けていない個人情報管理責任者及び各事務取扱担当者を本委託業務に従事させてはならない。

(守秘義務)

第7条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者(受託者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受託者は、本委託業務に関わる個人情報管理責任者及び事務取扱担当者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第8条 受託者は、本委託業務の第三者への委託(以下「再委託」という。)をしてはならない。

2 受託者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託をする必要がある場合は、再委託を受ける事業者(当該個人情報の取扱いの再委託をされた者が更に第三者に委託又は委任をする場合は、その末端までの委託又は委任の相手先を含む。以下「再委託先」という。)の名称、再委託する理由、再委託する業務の内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

6 委託者は、再委託先における個人情報の取扱いが適当でないと認めるときは、受託者に対し、当該再委託先等の指導その他の是正措置を求めることができる。この場合において、受託者は、速やかにこれに応じるとともに、実施した是正措置の内容及び結果を書面により委託者に報告するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報管理責任者及び事務取扱担当者に関する措置請求)

第10条 委託者は、受託者の事務取扱担当者(第8条第2項の規定により再委託がされた場合は、再委託先における個人情報管理責任者及び事務取扱担当者に相当する者を含む。

以下同じ。)が本委託業務の履行等につき著しく不相当と認められる場合は、その事由を明示して、受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な調査を行った上で同項の措置を行わなければならない。この場合において、受託者は、行った措置の内容及び結果について、請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

(個人情報の管理)

第11条 受託者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する事務取扱担当者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、取扱状況の把握、安全管理措置及び個人情報に係る漏えい、滅失、毀損その他の法違反の事案(以下「漏えい等」という。)に対応する体制を整備し、必要に応じてこれを見直すこと。
- (3) 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受託者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

- 2 受託者は、委託業務の遂行上、個人情報の加工、複写又は複製をする必要があるときは、あらかじめ委託者から書面による許諾を得なければならない。この場合において、受託者は、その目的及び加工の内容、複写する部数、複製するデータ件数等を書面により委託者に提出しなければならない。

(受渡し)

第13条 受託者は、委託者及び受託者間の電磁的記録媒体や文書等による個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した事務取扱担当者、手段、日時及び場所で行った上で、委託者に個人情報の預り証を提出しなければならない。ただし、委託者が所管する個人情報を取り扱う情報システム又は機器等での個人情報の受渡しに関しては、当該情報システム又は機器等内でのみ個人情報を取り扱う場合に限り、個人情報の預かり証の提出を省略することができる。

(個人情報の返還又は廃棄)

第14条 受託者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、仕様書に定める方法及び委託者が書面により通知した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 受託者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名

及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。
(定期報告及び緊急時報告)

第15条 受託者は、委託者と協議の上、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第16条 委託者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受託者に対して、履行期間中に少なくとも1回以上、監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、受託者による再委託先への監査又は調査の実施を求めることができる。この場合において、受託者は、これに協力するものとする。また、受託者による再委託先への監査又は調査の実施にあたっては、委託者及び委託者が認めた者が立ち会うものとする。

3 委託者は、前2項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第17条 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

4 前項の場合において、受託者は、委託者に対して異議を述べ、又はこれにより生じた損害を請求することができないものとする。

5 受託者は、委託者が個人情報保護委員会又は主務大臣に漏えい等又はそのおそれがあることを報告するに当たってその要請を受けたときは、委託者と共同して報告をするとともに、再委託先があるときは、当該再委託先に委託者と共同して報告をさせるものとする。

6 漏えい等に関し、第三者（委託者の職員を含む。以下この条において同じ。）から、訴訟上又は訴訟外において、委託者に対する損害賠償等の請求がなされた場合は、受託者は、当該請求の調査、解決等について、合理的な範囲で委託者に協力するものとする。

7 前項に規定する第三者から委託者に対する請求が、受託者の責任の範囲に属するときは、受託者は、委託者が当該請求を解決するのに要した一切の費用を負担する。

8 漏えい等に関し、第三者から、訴訟上又は訴訟外において、受託者に対する損害賠償等の請求がなされた場合、受託者は、当該請求を受けた日又は当該請求がなされた事実を認識した日から5日以内に、委託者に対し、当該請求がなされた事実及び当該請求の内容を書面で通知するものとする。

9 委託者が必要と判断するときは、委託者は、受託者に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で、前項の請求に対して受託者が行う対応への指示又は援助を行うことができる。

(契約解除)

第18条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第19条 受託者の故意又は過失により、委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償額の予定)

第20条 受託者がこの特記事項の規定に違反した場合は、委託者は、損害の発生及び損害額の立証を要することなく、受託者に対して、委託金額の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として請求するものとする。この場合において、受託者は、委託者が指定する期日までに当該違約金を支払わなければならない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額(直接委託者に生じた損害額に加え、委託者が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士費用その他専門家に支払った費用を含むが、これに限られない。)が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、委託者がその超える分について受託者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

(契約終了後におけるこの特記事項の効力)

第21条 第7条、第14条、第17条、第19条及び前条の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、引き続きその効力を有する。

特許権及び著作権等に関する特記事項

(知的財産権)

第 1 条 受託者は、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利（以下「知的財産権」という。）について、第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に知的財産権の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(権利非侵害の保証)

第 2 条 受託者は、成果物の本契約に従った利用が第三者の一切の知的財産権を侵害しないことを保証する。

(紛争報告義務)

第 3 条 成果物が第三者の知的財産権を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じ、又は生じるおそれがある場合は、受託者は委託者に対し、その事実関係を速やかに報告しなければならない。

(紛争解決義務)

第 4 条 前条の場合、受託者は、受託者の責任と費用負担において、当該紛争を解決しなければならない。ただし、当該侵害が委託者の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(再委託等における順守事項)

第 5 条 受託者は、あらかじめ委託者の承諾を得て、契約の履行について、第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、本特記事項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

(著作権の譲渡等)

第 6 条 受託者は、成果物の全ての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された成果物の著作権は、当該成果物の引渡時に、委託者に帰属するものとする。さらに、当該成果物のうち当該著作物に依拠する部分については、受託者が当該著作権の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者が均等に共有するものとする。

(著作者人格権の不行使)

第7条 委託者、受託者双方は、成果物についての著作者人格権が自己に帰属するとみなされた場合であっても、相手方、相手方の継承人又は、これらのものから許諾又は譲渡を受けた第三者に対し、一切の著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

(成果物の利用)

第8条 受託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、成果物を使用若しくは複製し、又は業務で作成された成果物の内容を公表することができる。

(成果物の第三者提供)

第9条 受託者は、第6条ただし書の規定により共有となった成果物に関する権利を第三者に許諾又は譲渡する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

(通知義務)

第10条 受託者は、契約書記載の業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて委託者に通知しなければならない。

(協議事項)

第11条 前条の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定める。

債務負担行為に係る契約の特約条項

(債務負担行為に係る契約の特則)

- 第1条 基本契約書第27条第2項に規定する債務負担契約においては、本件各個別契約の規定に基づく前金払及び中間前金払は、各会計年度の出来高予定額を対象として請求することができるものとする。
- 2 この特約条項において、各会計年度の「出来高予定額」とは、本件各個別契約の契約額を契約年数で除した額をいい、「支払限度額」とは、当該年度の業務委託料の予算上の上限額をいう。
- 3 甲は、本件各個別契約に定めるところにより契約金額を支払うものとする。この場合において、本件日常的維持修繕業務委託契約に関する業務委託料及び本件日常的設置改修工事業務請負契約に関する請負代金は、出来高部分に応じて四半期ごとに支払うことを基本とする。一方、本件計画的調査設計業務委託契約の業務委託料及び本件計画的更新工事業務請負契約の請負代金は、年度末の完成払いを基本とする。ただし、乙が希望するときは、本件計画的調査設計業務委託契約及び本件計画的更新工事業務請負契約について、前金払及び中間前金払を甲に請求することができるものとする。
- 4 本件日常的維持修繕業務委託契約に係る約款A及び約款B中の「業務委託料」とあるのは「当該年度の出来高予定額」と読み替えて、この規定を準用するものとし、会計年度における業務委託料の出来高予定額及び支払限度額は、次に掲げるとおりとする。ただし、支払限度額は、当該年度の業務委託料の予算上の上限を指すものであり、当該金額まで増額が可能と解釈されるものではない。

会計年度	出来高予定額（円） （消費税額等含む）	支払限度額（円） （消費税額等含む）
令和9年度		各会計年度の予算額
令和10年度		
令和11年度		
令和12年度		
令和13年度		
令和14年度		
令和15年度		
令和16年度		
令和17年度		
令和18年度		
合計		

- 5 本件日常的設置改修工事業務請負契約に係る約款A中の「業務委託料」及び約款C中の「請負代金」とあるのは「当該年度の出来高予定額」と読み替えて、この規定を準用するものとし、会計年度における請負代金の出来高予定額及び支払限度額は、次に掲げるとおりとする。ただし、支払限度額は、当該年度の請負代金の予算上の上限を指すものであり、当該金額まで増額が可能と解釈されるものではない。

会計年度	出来高予定額（円） （消費税額等含む）	支払限度額（円） （消費税額等含む）
令和9年度		各会計年度の予算額
令和10年度		
令和11年度		
令和12年度		
令和13年度		
令和14年度		
令和15年度		
令和16年度		
令和17年度		
令和18年度		
合計		

- 6 本件計画的調査設計業務委託契約に係る約款A及び約款B中の「業務委託料」とあるのは「当該年度の出来高予定額」と読み替えて、この規定を準用するものとし、会計年度における業務委託料の出来高予定額及び支払限度額は、次に掲げるとおりとする。ただし、支払限度額は、当該年度の業務委託料の予算上の上限を指すものであり、当該金額まで増額が可能と解釈されるものではない。

会計年度	出来高予定額（円） （消費税額等含む）	前払金の上限度額（円） （消費税額等含む）	支払限度額（円） （消費税額等含む）
令和9年度			各会計年度の予算額
令和10年度			
令和11年度			
令和12年度			
令和13年度			
令和14年度			
令和15年度			
令和16年度			

令和17年度			
令和18年度			
合計			

※ 上表中の「前払金の上限額」は、当該年度における前払金の対象となる業務に係る出来高予定額を基礎として、甲乙協議の上定める額とする。ただし、その額は当該出来高予定額の10分の3を上限とする。

- 7 本件計画的更新工事業務請負契約に係る約款A中の「業務委託料」及び約款C中の「請負代金」とあるのは「当該年度の出来高予定額」と読み替えて、この規定を準用するものとし、会計年度における請負代金の出来高予定額及び支払限度額は、次に掲げるとおりとする。ただし、支払限度額は、当該年度の請負代金の予算上の上限を指すものであり、当該金額まで増額が可能と解釈されるものではない。

会計年度	出来高予定額（円） （消費税額等含む）	前払金と中間前払金の 上限額（円） （消費税額等含む）	支払限度額（円） （消費税額等含む）
令和9年度			各会計年度の予算額
令和10年度			
令和11年度			
令和12年度			
令和13年度			
令和14年度			
令和15年度			
令和16年度			
令和17年度			
令和18年度			
合計			

※ 上表中の「前払金及び中間前払金の上限額」は、当該年度における出来高予定額を基礎として、甲乙協議の上定める額とする。この場合において、約款Aの適用を受ける統括的管理業務に係る前払金の上限額は当該業務の出来高予定額の10分の3とし、約款Cの適用を受ける計画的更新工事業務に係る前払金及び中間前払金の上限額の合計は、当該業務の当該出来高予定額の10分の6を上限とする。

- 8 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、乙と協議の上、第3項から第7項までの出来高予定額を変更することができる。

（前金払の特則）

第2条 前金払については、基本契約書第5条第4項から第7項に規定する約款中の「契約

書記載の履行期間」とあるのは「契約書記載の履行期間（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と読み替えて、この規定を準用する。

- 2 前金払については、基本契約書第5条第4項から第7項に規定する約款中の「業務委託料」及び「請負代金」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（ただし、前会計年度までの出来高予定額に対する支払超過額がある場合は、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、この規定を準用する。
- 3 本件契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。
- 4 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が契約図書に定められているときには、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

（中間前金払の特則）

- 第3条 中間前金払については、基本契約書第5条第5項及び同条第7項に規定する約款中の「契約書記載の履行期間」とあるのは「契約書記載の履行期間（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と読み替えて、この規定を準用する。
- 2 中間前金払については、基本契約書第5条第5項及び同条第7項に規定する約款の「請負代金」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（ただし、前会計年度までの出来高予定額に対する支払超過額がある場合は、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、この規定を準用する。
 - 3 契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に中間前払金の支払を請求することはできない。
 - 4 前項の場合において、契約会計年度について中間前払金を支払わない旨が契約図書に定められているときには、乙は、契約会計年度について中間前払金の支払を請求することができない。

（完成払の特則）

第4条 各会計年度において、乙が業務の完了又は工事の完成を通知し、甲の検査に合格したときは、支払いを請求することができる。なお、支払いを請求できる回数は次に掲げるとおりとする。

- (1) 本件日常的維持修繕業務委託契約 4回（四半期に1回）を上限とする。
 - (2) 本件日常的設置改修工事業務請負契約 4回（四半期に1回）を上限とする。
 - (3) 本件計画的調査設計業務委託契約 2回（中間及び年度末に各1回）を上限とする。
 - (4) 本件計画的更新工事業務請負契約 2回（中間及び年度末に各1回）を上限とする。
- ただし、(3) (4)について、乙は原則各会計年度の2月末までに業務の完了又は工事の完成を甲に通知しなければならない。

(債務負担行為に係る契約の解除に伴う措置の特則)

第5条 甲は、この契約が業務の履行前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する業務委託料等を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 第1項の場合において、受領済みの前払金（中間前払金の支払を受けている場合には中間前払金を含む。以下「受領済み前払金」という。）があったときは、当該受領済み前払金の額を業務委託料等から控除する。この場合において、受領済み前払金の額になお余剰があるときは、乙は、解除が本件各個別契約の規定に基づくものである場合にあってはその余剰額に当該受領済み前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利息の率を乗じて計算した額の利息を付した額を甲に返還しなければならない。

著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更の特約条項

(著しく賃金又は物価の変動に基づく業務委託料等の変更)

(全体スライド条項)

- 1 甲又は乙は、履行期間内で契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して、合意単価の変更を請求し、これにより業務委託料及び請負代金（以下「業務委託料等」という。）の変更を請求することができる。
- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料等（業務委託料等から当該請求時の出来高部分に相应する業務委託料等を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務委託料等（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料等に相应する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務委託料の 1000 分の 15 を超える額につき、業務委託料等の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残業務委託料等及び変動後残業務委託料等は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項、及び、本特約条項に定める別表 1「費用項目の指標」に基づき甲と乙とが協議して定める。改定後の合意単価及びこれに基づく業務委託料等は、翌年度以降の出来高予定額に反映させるものとする。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め乙に通知する。なお、別表 1 を指標とすることが著しく適当でないと認められる場合は、甲乙協議の上、甲が別に定める最新版の運用基準を用いることができる。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料等の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日から 12 月を経過した後」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料等変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

(単品スライド条項)

- 5 特別な要因により履行期間内に主要な業務材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、業務委託料等が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、業務委託料等の変更を請求することができる。

(インフレスライド条項)

- 6 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料等が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料等の変更を請求することができる。

る。

(変更額の協議及び決定)

- 7 前二項の場合において、業務委託料等の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が合理的な根拠に基づき定め、乙に通知する。

(協議開始日の決定)

- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(変更率)

- 9 前各項の規定に基づく業務委託料等の変更率は、別表 1「費用項目の指標」に定める指標を用い、原則として次の各号に定めるところにより算定するものとする。

- (1) 変更率は、次の式により算定する。

$$\text{変更率} = (\text{請求時点の指標値} \div \text{基準時点の指標値}) - 1$$

- (2) 前号により算定した変更率を参考として、甲乙は単価合意書に定める合意単価の変更について協議するものとする。
- (3) 第 1 号に規定する変更率の式中の基準時点の指標値は、契約締結日の属する月の公表値とし、2 回目以降の変更請求にあっては、直前の本特約条項に基づく変更の基準とした月の公表値とする。
- (4) 第 1 号に規定する変更率の式中の請求時点の指標値は、変更請求の日の属する月において直近に公表された値とする。
- (5) 別表 1 に定める指標の公表が廃止され、又は当該指標を用いることが著しく適当でないと認められる場合は、甲乙協議の上、これに代わる公的な統計指標を用いるものとする。

別表 1 費用項目の指標

費用項目	業務内容	指標
統括的管理業務	建設工事を伴わない業務	主任技師 設計業務委託等技術者単価
日常的維持修繕業務	建設工事を伴わない業務	管理技士（測量主任技師） 公共工事設計労務単価
	建設工事を伴う業務	建設工事費デフレーター （下水道）：国交省
日常的設置改修工事業務	建設工事を伴う業務	建設工事費デフレーター （下水道）：国交省
計画的調査設計業務	建設工事を伴わない業務	主任技術者 設計業務委託等技術者単価
計画的更新工事業務	建設工事を伴う業務	建設工事費デフレーター （下水道）：国交省
その他 （業務内容に応じて適宜適用）	一般経費の変動を考慮する業務	消費者物価指数（全国-生鮮食品 及びエネルギーを除く総合）：総務省
	専門的な技術サービス提供業務	企業向けサービス価格指数（諸 サービス-下水道）：日本銀行
	資機材のウエイトが高い業務	国内企業物価指数（総平均-前年 比）：日本銀行
	機械設備のウエイトが高い業務	国内企業物価指数（業務用機械- 前年比）：日本銀行
	電気設備のウエイトが高い業務	国内企業物価指数（電気機器-前 年比）：日本銀行
	動力費のウエイトが高い業務	国内企業物価指数（電力・都市ガ ス・水道）：日本銀行
	薬品費のウエイトが高い業務	国内企業物価指数（化学製品-前 年比）：日本銀行